

平成26年定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

1 「『平成26年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に 係る意見」への回答について ······	1
2 「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」 について ······	4
3 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について ······	6
(1) 三重県地方卸売市場	
(2) 三重県民の森	
(3) 三重県上野森林公園	
4 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づく 平成25年度施策の実施状況報告について ······	10
5 獣害対策について ······	12
6 基幹的農業水利施設等の防災対策の推進について ······	14
7 みえ森と緑の県民税について ······	16
8 水源地域の森林の保全に関する取組について ······	18
9 三重の森林づくり実施状況（平成25年度版）について ······	20
10 ウナギ及びクロマグロの養殖を巡る情勢について ······	22
11 三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の取組状況について ······	26
12 各種審議会等の審議状況の報告について ······	28
別冊1 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	
別冊2 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画実施状況 報告書	

平成26年10月
農林水産部

環境生活農林水産常任委員会

1 「『平成26年版成果レポート』に基づく今後の県政運営等に係る意見」への回答について

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	担当部局の答弁
153	自然環境の保全と活用	農林水産部	特定外来生物に指定されている植物の駆除などについては、地域の団体などに頼っているだけでなく、今後は、県が前に出て対応していくことも検討されたい。	自然公園区域や自然環境保全地域の貴重な生態系に大きな影響を及ぼす特定外来生物については、これまでのホームページやポスター等による駆除の啓発に加え、地域と連携して計画的な駆除に取り組んでいきます。
			最近の登山ブームの中、山頂にあるプレートの老朽化がひどい状態である。出来れば、三重の県産材などを使って、これらの施設整備について前向きに検討されたい。	老朽化等の現状を確認したうえで検討していきたいと考えています。
254	農山漁村の振興	農林水産部	ニホンザルによる農作物の獣害は非常に深刻であり、モデル事業としての取組ではなく、県が非常事態宣言を発令するなど、重点化して獣害対策を進められるように検討されたい。	開発した大量捕獲技術の普及に取り組むほか、新たに策定した特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）に基づき、適正な捕獲を進めます。また、国の事業も活用して、ＩＣＴ技術を用いた効率的な捕獲技術の開発に取り組みます。
311	農林水産業のイノベーションの促進	農林水産部	各研究所における高度な技術や研究成果などが、しっかりと継承していくけるように、そのための人材育成や若手職員の確保などに取り組まれたい。	各研究所の研究職員については、技術職で採用した職員の中から、本人の希望や適性を踏まえて配置を行っています。今後とも、各研究所における試験研究体制が確保されるよう、適切な人材育成に努めています。
312	農業の振興	農林水産部	農地中間管理機構については、しっかりととした体制づくりに取り組むとともに、市町や農協との連携を図りつつ、円滑な推進が図られるよう取り組まれたい。	農地中間管理機構の組織については、地域との円滑な連携や調整が図られるよう、県内を4ブロックに分けた担当制を導入しています。また、この事業では農地を集約することが重要となるため、市町、ＪＡ等と連携しながら円滑な運営に努めています。
313	林業の振興と森林づくり	農林水産部	今年は、映画の公開などもあり、後継者育成や新規林業従事者の確保については、絶好の機会であり、しっかりと全国に向けて情報発信に取り組まれたい。 また、目標値を大きく下回っている間伐実施面積については、木質バイオマスなどの新たな需要状況なども十分に勘案したなか、更なる間伐等の森林整備が実施されるよう、造林間伐事業の県費負担分に対する新たな財源の確保・拡充も含めて、しっかりと取り組まれることを強く要望する。	県内外の様々なイベント等の機会を活用して林業に関する情報発信を行うほか、ＮＰＯ等と連携して林業就業体験を実施するなど、本県林業の担い手確保につなげてまいります。また、間伐実施については、施業の集約化や搬出間伐の低コスト化等の取組を一層進めるとともに、森林・林業関係事業の見直しも行いつつ、必要な予算が確保できるよう努めています。

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	担当部局の答弁
314	水産業の振興	農林水産部	<p>漁獲量の減少や魚価の低下など経営難となっている漁業者が多く見受けられるなか、県外から来られた1ターンの方が多く新規就業するなど、今後も、県内の漁業を支える人が減少しないよう、更なる就業体制づくりに取り組まれたい。</p> <p>沿岸漁業者とまき網漁業者の信頼関係を構築するための話し合いの場の開催については、回数の増加だけでなく、県も公正・公平な立場から、しっかりと関わりをもって取り組まれたい。</p>	<p>新規の担い手確保のため、漁業就業に係る情報提供や漁師塾の取組に加えて、平成26年度から開始した新規漁業就業者に対する中古漁船・漁具のリース事業や担い手確保の方策を検討する協議会への支援などにより、担い手対策の充実を図ってまいります。</p> <p>漁業者間の話し合いを続けていくことでお互いの信頼関係の構築につなげていくなど、両者がウインウインの関係になるように県も支援していくきたいと考えています。</p>

●選択集中プログラム

プログラム番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	担当部局の答弁
緊急課題 解決7	三重の食を拓く「みえフードイノベーション」～もうかる農林水産業の展開プロジェクト	農林水産部	関西圏への県産食材等の売り込みについて、そのきっかけとなる三重県フェアなどの物産展の開催と、それら商品が定着するような取り組みを県が積極的に進められるよう検討されたい。	関西圏では三重県産品に対する認知度が高いことも踏まえながら、レストランや大手スーパー等での定期的な取り扱いにつながっていくよう検討していきます。

2 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書について

1 年次報告の根拠規定

年次報告書は、三重県食の安全・安心の確保に関する条例（以下「条例」という。）第8条の「知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する報告を提出するとともに、公表しなければならない」との規定に基づき、議会に報告し、公表するものです。

2 年次報告書（平成25年度版）の概要

（1）平成25年度における食の安全・安心に関する情勢

県内の米穀取扱事業者が関わる米穀の産地偽装等の事案が発覚し、この事案に関わった県内の6事業者に対して、JAS法等の関係法令に基づき、国から2広域事業者、県から4地域事業者に勧告、指示及び指導を行いました。

さらに、全国的にホテル等において提供された料理の食材の不適正表示が発覚し、県内の7事業者にも不適正表示に対する指導を行いました。

このような事案を受け、条例を改正するとともに「三重県食の安全・安心確保基本方針」（以下「基本方針」という。）を改正しました。

全国では、800件を超える食中毒が発生し、患者数は約2万人となりました。県内では12件発生し、患者数が259名となり、前年度より発生件数、患者数とも増加しました。

また、条例に基づく、事業者からの食品の自主回収の報告（賞味期限の誤記載等）が9件ありました。

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合した「食品表示法」が成立して公布され、2年以内に施行されることになりました。

（2）食の安全・安心確保施策の体系及び推進体制

食の安全・安心確保のための施策は、食品衛生法などの法律、条例及び基本方針に基づき実施しています。基本方針では、4つの基本的方向と、その方向ごとに実施すべき19施策を定め、施策の方向性を体系づけています。

食の安全・安心に関わる不適正な事案が発覚したことから、基本方針の改正により、食品関連事業者団体への支援、コンプライアンス意識の向上に対する支援など3つの実施すべき施策を追加し、4つの基本的方向と22の施策としました。

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進する府内推進体制として、条例第11条に基づき設置された「三重県食の安全・安心確保推進会議」を7回開催し、牛のBSE検査の見直し、米穀の産地偽装、食材の不適正表示事案の対応及び基本方針の改正などについて審議を行いました。

また、食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、条例第28条に基づく、「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」（委員：消費者、食品関連事業者、学識経験者）を3回開催し、年次報告書、行動計画及び基本方針改正について審議しました。

（3）平成25年度に実施した施策

基本的方向ごとの主な取組は次のとおりです。

基本的方向1：食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視・指導体制の充実

- 米穀の産地偽装等の事案に関わった県域事業者に対し、JAS法等の関係法令に基づく、勧告、指示及び指導を行うとともに、再び米穀の産地偽装が発生することのないよう、大手米穀取扱事業者28事業者に対し、米穀に関連する法律を所管する関係課が連携して伝

票等の書類検査に加え、DNA検査等の科学的検査を取り入れた米穀特別監視指導を緊急に実施し、結果をホームページで公表しました。

- 食材の不適正表示の対応として、不当商取引指導専門員を増員し、研修会の開催や講師派遣及び自己点検等の自主的な取組の支援を行いました。
- 残留農薬、食品添加物、微生物等の検査や食肉検査、貝毒検査を引き続き行うとともに、放射性物質が検出された地域を産地とする県内を流通する食品及び県産牛の放射性物質検査を実施しました。
- 牛海绵状脳症（BSE）対策特別措置法施行規則の改正に伴い、これまで実施してきたBSE全頭検査を見直し、7月1日から48か月齢超の牛について検査を実施しました。

基本的方向2：食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

- 消費者に安全・安心な農作物を安定供給する産地の拡大を目指し「みえの安全・安心農業生産推進方針」を改正し研修会により生産者等への理解促進を図りました。
- 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」により、HACCP手法を取り入れた事業者による自主管理を推進し、平成25年度は3施設が認定を受けました。その結果、取組施設は163施設となりました。
- 「みえジビ工品質・衛生管理マニュアル」に沿って品質が確保された獣肉を取り扱う事業者であることを証明する「みえジビ工登録制度」を創設するとともに、事業者等に対し、制度説明会を開催して登録申請の募集を行いました。
- 県内の米穀事業者の法令遵守意識の向上及び法令規則の理解促進を図るため、コンプライアンスの必要性及び関係法令の概要説明を内容とするコンプライアンス研修を開催しました。さらに、景品表示法に関する研修会開催や講師派遣等の支援を旅館、ホテル等に行いました。

基本的方向3：情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- 県民に対し、ホームページ、出前トークにより食中毒の予防方法や農水産物の放射性物質検査結果など食の安全・安心に関する情報提供、啓発を行いました。
また、「県政だよりみえ」に1年間、食の安全・安心情報を連載しました。
- 若い世代へ食の安全・安心に関する情報を伝える方法について、県内の大学生と県で検討会を設置して「食の安全・安心を伝えるしくみ」を検討し、25年度は、食に関する情報を記載した「しおり」を県内の大学図書館等に配置しました。
- 学校給食への地域食材の導入を進めるため、「みえ地物一番給食の日」の取組を行うとともに、学校給食従事者、食品関連事業者等による地場産品導入促進検討会を設置し、県内産農林水産物を使用した給食用食品の開発を行いました。
- 児童生徒が食生活に関心を持ち望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校での食育推進のための食育推進講習会の開催及び地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニュークール」の実施により保護者や地域への啓発を行いました。

基本的方向4：多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

- 県民の食の安全・安心に対する意識や行政の取組の認知度を把握するため、県のe-モニターを活用してのアンケートの実施や出前トークにより食の安全・安心に関する情報や行政の取組等について説明及び意見交換を行いました。
- 関係団体との連携により、食品表示法に適正に対応する知識を習得するための表示講習会を開催するとともに、イベント等での食の安全・安心に関する啓発活動を実施しました。

3 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 管理状況の県議会への報告（平成 25 年度分）

指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、指定管理者が行う前年度分の施設の管理状況等を報告する必要があるため、農林水産部が指定管理者に管理を行わせる施設の平成 25 年度に係る管理状況報告を行うものです。

2 農林水産部における指定管理者制度の状況

平成 25 年度において、農林水産部が指定管理者に管理を行わせた施設は次の 3 施設です。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県地方卸売市場	みえ中央市場マネジメント株式会社	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
三重県民の森	特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター	平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日
三重県上野森林公园	伊賀森林組合	平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日

3 評価基準

(1) 指定管理者の自己評価の基準

①管理業務の実施状況の評価区分

評価区分「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

評価区分「B」 → 業務計画を順調に実施している。

評価区分「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

評価区分「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

②施設の利用状況 及び ③成果目標及びその実績の評価区分

評価区分「A」 → 成果目標を全て達成し、特に優れた実績を上げている。

評価区分「B」 → 成果目標を達成している。

評価区分「C」 → 成果目標を十分には達成できていない。

評価区分「D」 → 成果目標を達成できず、大きな改善を要する。

(2) 県の評価基準

評価区分「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

評価区分「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

評価区分「」（空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成25年度分>(概要)

施設の名称	三重県地方卸売市場			
指定管理者	みえ中央市場マネジメント株式会社			
指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日			
業務の内容	1 市場事業の実施に関する業務 2 市場内での業務の承認等に関する業務 3 施設の利用の許可等に関する業務 4 利用料金の収受等に関する業務 5 施設の維持管理等に関する業務 6 その他県が市場の管理運営上必要と認める業務			
成果目標	市場全体の施設利用面積比率 80%以上 基準年(平成20年度)からの利用料金軽減率 20%以上 関連棟の利用面積比率 (平成24年度以降) 70%以上 (指定管理者が設定した目標)			
成果目標に対する実績(平成25年度)	市場全体の施設利用面積比率 87.4% 基準年(平成20年度)からの利用料金軽減率 28.0% 関連棟の利用面積比率 48.4%			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H24	H25	H24	H25
1 管理業務の実施状況	B	B		+
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	C	B	+	
県の総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の承認等に関する業務、施設の利用の許可等に関する業務及び施設の維持管理等に関する業務については、条例・規則・基本協定書や指定管理者が作成した各種要領、マニュアル等に基づき、公正・公平で、かつ迅速な事務処理が行われた。 ○電気設備、給排水設備、汚水処理施設等重要施設の保守点検委託、小規模修繕工事についても場内事業者から要望があった工事のうち、緊急性のあるものから積極的に実施し、適正な施設の維持管理を行った。 ○市場の運営にあたっては、徹底したコスト管理を行って場内事業者からの利用料金収入等により管理・運営され、県からの指定管理料を必要とせず、健全な経営が図られた。 ○関係機関と連携して、「にぎわい市場デ一夏祭り」、「にぎわい市場デ一年末感謝祭」に取組み、西山農業祭りや武四郎まつりなどの地域イベントにも進んで参加して、市場の活性化及び地域に開かれた市場のPRに取り組んだ。 ○場内事業者を構成員とする「市場活性化委員会」(平成21年5月設置)及び外部有識者を構成員とする「市場活性化研究会」(平成21年7月設置)の運営を継続するとともに、「アクティベンチャープロジェクト」(平成25年8月)を立ち上げ、外部有識者との情報交換会、研修会、意見交換会等を通じて、将来の卸売市場を担う人材育成に努めた。 ○関連商品売場棟の利用面積比率の向上対策について、「アクティベンチャープロジェクト」とも連携しつつ、モデル店舗の育成や市場ブランド商品のPRを推進し、集客力のある店舗づくりを展開して新規入居者を確保していくことを期待したい。 			

※県の評価について

施設の利用状況、成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。
 管理業務の実施状況：適切な管理業務が行われたため+（プラス）評価とした。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成25年度分>（概要）

施設の名称	三重県民の森			
指定管理者	特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター			
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日			
業務の内容	1 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務 2 県民の森の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 県民の森の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型イベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取り組みに関する業務 7 その他県民の森の管理上必要と認める業務			
成果目標	年間の施設利用者数 120,000人以上 施設利用者の満足度 80%以上 自然体験型イベント参加者の満足度 92%以上			
成果目標に対する実績 (平成25年度)	年間の施設利用者数 130,632人 施設利用者の満足度 91.1% 自然体験型イベント参加者の満足度 94.0%			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価 H24 H25		県の評価 H24 H25	
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	A	B		+
県の総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ○成果目標については、施設利用者数（120,000人）、施設利用者の満足度（80%）、自然体験型イベント参加者の満足度（92%）の全ての指標で目標を達成している。 ○森林・植栽木、芝生等の植物管理を適正に実施し、遊具を含めた利用施設についても、遊具の点検、保守点検、日常点検や清掃を適正に実施しており、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。 ○年間の施設利用者数は、ホームページ等による広報や多くのイベントを実施するなどの結果、利用者が増加し、また、リピーターの増加も成果達成の要因であると思われる。 ○イベントについては、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて、目標を大幅に上回る134回のイベントを開催しており、積極的に自然とふれあう場を提供している。 ○施設利用者の満足度については目標を達成しているが、24年度に比べる2ポイント下がっている。これは施設の老朽化が要因の一部と考えられるが、利用者のために必要な修繕等の対策を自主的に行っている。特にアスレチック施設は人気が高いため、日々の見回りや修繕など、十分な安全対策が取られている。 ○公園ボランティアの「モリメイト」と協働で植物（キンラン、ササユリ）の保護活動を行うとともに、生物多様性を維持する観点から、野鳥の生息調査や昆虫調査などレッドデータブック更新のためのデータ収集も行っている。 ○業務の執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、担当者を本所に2名、現地管理事務所に4名配置している。また、危機管理についても、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応しており、今後も継続していく必要がある。 ○平成25年度も24年度に続き全ての目標を達成したが、森林・環境学習のための利用者の増加、より良いサービスの提供のため、利用者のニーズにあった公園管理を行うとともに、安全・安心な空間を維持するための取り組みが引き続き必要である。 			

※県の評価について

管理業務の実施状況、施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：成果目標を大幅に上回っていたため+（プラス）評価とした。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成25年度分>（概要）

施設の名称	三重県上野森林公园			
指定管理者	伊賀森林組合			
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日			
業務の内容	1 森林公園の森林、植物等の管理に関する業務 2 森林公園の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 森林公園の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型のイベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取り組みに関する業務 7 その他の森林公園の管理上必要と認める業務			
成果目標	年間の施設利用者数 73,000人以上 施設利用者の満足度 80%以上 自然体験型イベント参加者の満足度 92%以上			
成果目標に対する実績 (平成25年度)	年間の施設利用者数 76,196人 施設利用者の満足度 76.2% 自然体験型イベント参加者の満足度 90.4%			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価 H24 H25		県の評価 H24 H25	
1 管理業務の実施状況	B	B	—	
2 施設の利用状況	A	B	—	
3 成果目標及びその実績	A	B	—	—
県の総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ○成果目標については、年間の施設利用者目標数（73,000人）については、目標を達成しているが、施設利用者の満足度（80%）及び自然体験型イベント参加者の満足度（92%）では目標が達成できなかった。 ○森林・植栽木、芝生等の植物管理を適正に実施しており、利用施設についても保守点検、日常点検や清掃を適正に実施して利用者が安全で快適に利用できる環境を整っている。 ○森林公园利用のために、ホームページ、地域情報誌や新聞等のマスコミを活用した情報発信を積極的に行っており評価できる。 ○施設利用者の満足度については平成25年度は目標を達成できていないのは、施設の老朽化、特に木製施設の老朽化が顕著であることが影響していると思われる。平成24年度から県において老朽化した木製施設の修繕工事を進めており、今後の満足度の向上に寄与するものと考えている。施設管理者においては、チェックリストを利用した定期点検等、今後もさらに利用者が安全に施設を利用できるよう管理するとともに、満足度向上に向け努力する必要がある。 ○新規のイベントや他の団体主催によるイベントを開催するなど工夫しているが、平成25年度は自然体験型イベント参加者の満足度は目標を達成できなかった。平成25年度に始めた新規イベントにおいて、満足度の向上がみられなかつたことが目標にいたらなかつた原因と考える。今後は、開催イベントの厳選、内容のレベルアップや人気イベントの定着化を図り、満足度を向上させる必要がある。 ○業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、森林公园管理事務所に所長1名、森林組合職員1名、嘱託員4名を配置している。また、危機管理に関しても、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備・実施しており、今後も継続してもらいたい。 ○平成25年度は、年間の利用者目標は達成したが、施設利用者及び自然体験型イベント参加者の満足度は目標が達成できなかつたため、アンケートによりさらに利用者ニーズを把握し、施設管理やイベント運営に反映するとともに、引き続き利用者に安全・安心な空間を提供できるよう取り組んでいく必要がある。 			

※県の評価について

管理業務の実施状況、施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：施設利用者の満足度等の目標を達成していないためー（マイナス）評価とした。

4 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づく平成 25 年度に実施した施策の実施状況報告について

1 実施状況の報告について

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づく施策等の実施状況については、平成 22 年 12 月に制定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第 9 条第 5 項の規定に基づき、毎年一回、公表することとされています。

2 平成 25 年度実施状況報告について

今回、平成 25 年度施策等の実施状況を、基本計画における 4 つの基本施策及びそれぞれの基本施策を推進するための基本事業ごとに整理し、「平成 25 年度実施状況報告」として、とりまとめましたので報告します。

【基本計画における基本施策と基本事業の体系】

I 安全・安心な農産物の安定的な供給

- 1 需要に応じた水田農業の推進
- 2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進
- 3 活力ある畜産業の健全な発展
- 4 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

II 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立

- 1 地域の特性を生かした農業・農村の活性化
- 2 地域の持続的な営農の仕組みづくり
- 3 多様な農業経営体の確保・育成
- 4 農業生産基盤の整備・保全
- 5 農畜産技術の研究開発・移転

III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

- 1 安全・安心な農村づくり
- 2 獣害につよい農村づくり
- 3 人や産業が元気な農村づくり
- 4 多面的機能の維持増進

IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

- 1 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり
- 2 新たなマーケティング戦略の展開
- 3 県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり

「平成 25 年度実施状況報告」について、概要は別添、詳細は別冊のとおりです。

5 獣害対策について

1 平成 25 年度被害等の状況

(1) 農林水産被害金額 (H25 : 628,754 千円、H24 : 701,085 千円)

平成 25 年度の野生鳥獣による農林水産被害金額は、約 6 億 2 千 9 百万円で、前年度より約 7 千万円減少しました。

業種別の前年度との比較では、農業及び林業では減少していますが、水産業ではわずかに上回りました。

被害金額が減少した要因としては、農業では、集落ぐるみでの被害対策への取組や侵入防止柵の整備が一定の効果をあげたこと、野生獣の捕獲頭数が高水準で推移したこと、林業においては、獣害防止柵の整備が一定の効果をあげたこと、などが考えられます。

水産業では、内水面漁協が中心となって、かかし、花火、糸張り等での追い払いによる防除を行うとともに、猟友会等によるカワウの捕獲が実施されています。その結果、捕獲数については増加したもの、河川への飛来が多く、被害金額については若干増加しています。

(2) 野生鳥獣の捕獲数 (H25 : ①27,582 頭、②805 羽、H24 : ①30,836 頭、②736 羽)

①平成 25 年度のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの 3 獣種の捕獲頭数については、約 2 万 8 千頭と高水準で推移しましたが、前年度より約 3 千頭減少しました。

②なお、カワウの捕獲数については、前年度より約 70 羽増加しました。

2 今後の対応

(1) 被害対策・生息管理

農業では、被害の更なる減少に向けて、市町等と連携し、ニホンザルによる被害を大幅に減少させた優良活動事例を他の集落に紹介するなど、獣害対策に取り組む集落の拡大に努めるとともに、大量捕獲技術の普及や捕獲体制の整備などにより地域の捕獲力を強化します。

また、I C T を用いたニホンザルなどの防除・捕獲・処理の一貫体系技術の構築は、大規模な広域モデル事業と位置づけ、18 基の大量捕獲わなや 30 基のサル接近センサーなどの一元管理技術を開発し、計画的な捕獲や追い払い及び捕獲後の適正な処理技術の確立に取り組むことにより、被害軽減につなげます。

林業では、引き続き、獣害防護柵による植栽木等の保護を進めるとともに、集落、農地等への出現機会の減少を目指した森林整備により、野生鳥獣の生息管理に努めてまいります。

水産業では、引き続き、内水面漁協が行う銃器による捕獲等の対策を支援するとともに、国等による最新のカワウ対策について情報収集等を行い、三重県内水面漁連等の研修会等において、県が講師となって情報提供を行います。

(2) 獣肉等の利活用

安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビ工登録制度」については、これまでに18事業者、31施設を登録しました。

今後、さらに登録事業者を増やしていくとともに、業種を越えた事業者による意見交換や情報共有、商品の開発等による需要拡大などを目的とする「みえジビ工協議会（仮称）」の設立を目指します。

野生鳥獣による農林水産被害金額等の推移について(三重県)

1 農林水産被害金額

(千円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
被害金額 計	518,543	475,491	429,480	584,831	714,598	780,500	751,067	820,885	701,085	628,754
農業				371,750	432,173	464,133	473,042	496,886	392,911	324,437
イノシシ				145,670	126,452	145,947	194,241	184,102	151,094	121,413
ニホンジカ				87,780	122,883	142,406	122,421	134,836	85,486	68,018
ニホンザル				118,740	150,346	140,139	120,898	144,302	124,288	108,879
その他				19,560	32,492	35,641	35,482	33,646	32,043	26,127
林業				171,001	238,985	219,937	266,475	284,430	264,074	255,668
水産業				42,080	43,440	96,430	11,550	39,569	44,100	48,649

2 野生獣の捕獲頭数

(頭)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
捕獲頭数 計	12,563	11,331	13,339	15,230	19,005	19,477	27,865	25,673	30,836	27,582
狩猟	9,765	8,842	10,011	10,930	12,283	11,173	16,317	15,398	15,947	14,681
有害	2,798	2,489	3,328	4,300	6,722	8,304	11,548	10,275	14,889	12,901
イノシシ計	6,201	5,111	5,978	6,291	8,262	7,434	11,119	9,735	11,930	9,401
狩猟	5,142	4,077	4,720	4,768	5,722	4,952	7,165	6,633	6,316	5,449
有害	1,059	1,034	1,258	1,523	2,540	2,482	3,954	3,102	5,614	3,952
ニホンジカ計	5,502	5,730	6,471	7,979	9,662	10,979	15,393	14,790	17,529	17,148
狩猟	4,623	4,765	5,291	6,162	6,561	6,221	9,152	8,765	9,631	9,232
有害	879	965	1,180	1,817	3,101	4,758	6,241	6,025	7,898	7,916
ニホンザル計	860	490	890	960	1,081	1,064	1,353	1,148	1,377	1,033
狩猟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有害	860	490	890	960	1,081	1,064	1,353	1,148	1,377	1,033

カワウ計	301	425	641	789	912	786	693	813	736	805
狩猟	—	—	—	15	23	19	28	8	10	12
有害	301	425	641	774	889	767	665	805	726	793

6 基幹的農業水利施設等の防災対策の推進について

1 現状

県営事業により造成した基幹的農業水利施設（排水機場、揚水機場、頭首工、樋門、ダム）のうち、46%の施設が既に耐用年数を超えている状況にあります。（平成25年度末時点）

このまま推移すると、平成30年度には全体の73%の施設が耐用年数を超える見込みです。

こうした中、南海トラフ地震発生の切迫性、台風の大型化や局地的豪雨の発生頻度の高まりなどが指摘されていることから、農村地域の防災対策、とりわけ排水機場及び農業用ため池の整備改修が急務となっています。

2 課題

（1）排水機場

農村地域の排水対策を担う県内の152箇所の排水機場について、耐用年数を超えた施設が多くなっています。（平成25年度末時点で71%）

このため、施設の老朽化等の状況を踏まえつつ、機能診断・耐震診断調査を行っているところであり、調査が完了した44箇所のうち、41箇所で改修が必要となっています。

（2）農業用ため池

県内に3,159箇所ある農業用ため池のうち、耐震対策済みのため池は35箇所にとどまっています。

このため、規模が大きいため池（受益面積2ha以上）2,520箇所について、市町と連携して目視点検や簡易測量などによる一斉点検を行った結果、227箇所の防災重点ため池（緊急整備の必要なため池）が存在しています。

3 今後の取組

（1）排水機場

機能等診断結果に基づき、市町等関係者と連携し、緊急性などを勘案しながら計画的な整備に取り組みます。また、並行して平成26年度から2か年で、特に老朽化が著しい71箇所の機能診断・耐震診断調査を実施します。

（2）農業用ため池

227箇所の防災重点ため池のうち、下流域に人家等があるなど特に人的被害の可能性がある51箇所について優先的に整備する必要があることから、市町と事業化に向けた協議を行い、計画的な整備を図ります。

また、整備には時間要することから、全ての防災重点ため池等について、市町と連携しながら、ハザードマップの作成等避難対策を組み合わせた地域の総合的な災害対応力の強化に取り組みます。

7 みえ森と緑の県民税について

1 現状

平成26年4月1日から導入しました「みえ森と緑の県民税」では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に沿った取組を県と市町で進めています。

県においては、下流域への被害軽減を目的とした災害に強い森林づくりを進めるとともに、森林環境教育や森林づくり活動の取組拡大を進めています。また、市町においては、市町交付金事業により地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりを進めています。

2 平成26年度の取組状況

(1) 県で取り組む事業

ア 災害に強い森林づくり

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加を踏まえ、山崩れや洪水など災害発生のリスクを軽減するような災害に強い森林を早急に実現するため、流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備等を進めています。

(ア) 災害緩衝林整備事業

流木や土砂の流出による災害発生のおそれのある「崩壊土砂流出危険地区」の渓流沿いの森林を対象に、流木災害等を抑制するため、渓流内の危険木の除去、流木や土砂の流下を緩衝する渓流沿いの森林整備、倒木や土砂の渓流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝機能を発揮する森林づくりを進めることとしており、9月末時点において、10箇所で事業に着手しました。残りの箇所においては引き続き用地等交渉を行い、手続きが整い次第、事業を進めていくこととします。

(イ) 土砂・流木緊急除去事業

「崩壊土砂流出危険地区」内の治山施設等に異常堆積した土砂や流木が下流に被害を与える恐れのある箇所において、土砂や流木を現場外へ搬出するなどの対策を進めます。9月末時点において、県内5箇所で事業に着手しました。残りの箇所においては引き続き用地等交渉を行い、手続きが整い次第、事業を進めていくこととします。

イ 森を育む人づくりサポート体制の整備

税の基本方針である「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めていくには、森林環境教育や森林づくり活動を拡大していくことが必要不可欠です。市町や学校においては、活動経費や指導者の不足、活動フィールドやノウハウがないなどの課題があり多様なニーズに十分対応できていない状況にあります。

こういったことから、森林環境教育を開拓していくため、森林環境教育指導者や森づくり活動者へのレベルに応じた段階的な研修会を開催し人材育成を行っています。

また、森づくり推進員を1名配置し、各種問い合わせ対応や学校における森林環境教育の実施に向けた活動支援を行っています。そのほか、小学校5年生の社会科授業で活用できる副読本の作成や教員向けの研修会を開催するなど、学校現場が取組やすい環境づくりを進めています。

今後、活動のコーディネートや相談対応等をきめ細かく行っていただく森づくり推進員を増員し、総合窓口となる「森づくりサポートセンター」を設置して、平成28年4月からの運用を目指しています。

(2) 市町で取り組む事業

市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開していただく市町交付金事業は、全73事業となっています。

【対策別の事業取組内容】

対策1：土砂や流木を出さない森林づくり（2市町2事業）

- ・渓流内の倒木や流木の除去

対策2：暮らしに身近な森林づくり（17市町26事業）

- ・里山や竹林の整備
- ・人家裏や道路沿い等の危険木の除去
- ・病虫被害木の伐倒駆除や防除
- ・学校林の整備など

対策3：森を育む人づくり（14市町21事業）

- ・小学生対象の森林環境教育
- ・住民対象の木工等の体験
- ・小学校への木製机・椅子の導入
- ・子ども対象の木製遊具等の配布や導入
- ・市民対象の啓発イベント開催など

対策4：木の薫る空間づくり（14市町19事業）

- ・公共建築物等の木造・木質化
- ・公共施設内への木製備品類の導入など

対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり（5市町5事業）

- ・保育園の園庭、公園の芝生化

(3) 「みえ森と緑の県民税評価委員会」

「みえ森と緑の県民税評価委員会」の委員は、学識経験者、経済団体、森林・林業関係者等さまざまな分野から意見がいただけるよう10名を選任しました。

第1回委員会は、平成26年度の事業計画や進捗の報告、評価の考え方などについて調査審議していただくこととし、10月22日に開催する予定です。

【みえ森と緑の県民税評価委員会の委員】

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 大浦 由美 | 和歌山大学観光学部准教授 |
| 川崎 淑子 | 三重県消費者団体連絡協議会 |
| 小林 慶太郎 | 四日市大学総合政策学部教授 |
| 新海 洋子 | 環境省中部環境パートナーシップオフィスチーフプロデューサー |
| 玉置 保 | 紀北町立赤羽中学校校長・三重県小中学校長会幹事 |
| 南条 七三子 | 税理士・東海税理士会三重県支部連合会 |
| 藤井 恭子 | 皇學館大學現代日本社会学部准教授 |
| 別所 浩己 | 三重県中小企業団体中央会事務局長 |
| 松村 直人 | 三重大学大学院生物資源学研究科教授 |
| 吉田 正木 | 吉田本家山林部代表・三重県林業経営者協会事務局長 |

8 水源地域の森林の保全に関する取組について

1 経緯

近年、林業の低迷や、森林所有者の高齢化などによる森林への関心の低下に加え、他の道県では、外国法人等による森林の取得事例も報告されるなど、水源地域の森林の荒廃や所有目的が不明確な森林の増加が危惧されています。

このため、県では平成26年7月に「三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会条例」に基づく検討委員会を設置し、本県における水源地域の森林の保全の在り方について調査審議を開始しました。

2 検討委員会の委員について

三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会の委員は下記のとおりです。

青木 民夫	三重県森林組合連合会 代表理事会長
石川 知明	三重大学教授（※委員長）
岩城 厚子	司法書士
大江 勝郎	熊野市林業振興課 課長
谷 昌樹	大台町役場宮川総合支所産業室 室長
藤枝 律子	三重短期大学准教授
松尾 奈緒子	三重大学講師
山口 祐佳里	百五経済研究所 研究員

3 検討委員会での審議内容

(1) 第1回検討委員会（平成26年7月25日開催）

現行の法規制や各県の条例等の先行事例を検証するとともに、検討委員会として三重県の水源地域の森林をどのように保全していくかについて、次回以降の検討課題とする。

(2) 第2回検討委員会（平成26年8月26日開催）

委員の総意として、森林売買の事前届出制度については必要という方向で次回以降の検討を進める。次回の検討委員会では、事前届出制度の対象となる水源地域のエリアの考え方等、具体的な制度の内容等についてさらに議論を進める。

4 今後の対応

今後、各月1回検討委員会を開催し、第4回の検討委員会において中間とりまとめを行う予定です。

9 三重の森林づくり実施状況（平成 25 年度版）について

三重のもりづくりについての基本的な計画（三重の森林づくり基本計画）に基づく施策の実施状況については、「三重の森林づくり条例」第 11 条第 6 項の規定に基づき、毎年一回、県議会に報告を行うものです。

実施状況の概要

1 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

指標	民有林の間伐実施面積（平成18年度からの累計）
目標	平成25年度 66, 000ha
実績	平成25年度 66, 075ha（単年度実績6, 183ha）

（1）平成 25 年度の取組

造林事業等により 6, 183ha の間伐が実施され、平成 18 年度からの間伐実施面積の累計が 66, 075ha となり、目標を達成することができました。

伐捨間伐から搬出間伐への転換により間伐材の搬出は進んだものの、搬出間伐には経費や技術等を要することから、平成 25 年度の単年度の実績値は低位にとどまりました。

（2）平成 26 年度の取組

間伐実施面積の増加を図るため、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入など、搬出間伐の効率化・低コスト化を進めるとともに、森林組合等事業体と連携して提案型施業を推進するなど、森林所有者等の森林整備に対する意欲向上を図ります。

また、手入れを放棄している森林所有者に対して、森林整備に対する支援制度を周知し、間伐等の森林整備の実施を働きかけます。

2 基本方針 2 林業の持続的発展

指標	県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量
目標	平成25年度 336千m ³
実績	平成25年度 324千m ³

（1）平成 25 年度の取組

森林の団地化・施業の集約化による搬出間伐の促進、「三重の木」認証事業者等が行う P R 活動への支援等を行いました。これらの取組により、実績は 324 千 m³となりましたが、目標 336 千 m³を下回っています。

施業の集約化や、路網整備等により搬出間伐の生産性は向上しているものの、低い木材価格の中では収益が得にくいため、森林所有者の伐採意欲が向上しないことが大きな要因と考えられます。

(2) 平成 26 年度の取組

公共建築物等の木造・木質化や木質バイオマスのエネルギー利用など、県産材の需要拡大に取り組むとともに、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等による木材生産の低コスト化に引き続き取り組み、県産材素材生産量の増大を図ります。

3 基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興

指標	森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数	
目標	平成25年度	指導者数 570人 活動回数 1,800回
実績	平成25年度	573人 1,803回

(1) 平成 25 年度の取組

森林文化及び森林環境教育の振興に向けて取り組んだ結果、指導者数は、573人となり、目標 570 人を達成しました。また、森林文化・森林環境教育の活動回数は 1,803 回となり、目標 1,800 回を上回りました。

(2) 平成 26 年度の取組

森林環境教育については「みえ森と緑の県民税」を活用して県と市町が連携して進めていくこととしています。市町では森林環境教育に取り組む学校を支援し、県では森林インストラクター等の指導者の研修等を行い、地域の取組を支援していきます。

また、これらの取組にかかるコーディネートや相談、情報収集・発信等の総合窓口として「森づくりサポートセンター」の設立準備に取り組みます。

4 基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進

指標	森林づくりへの参加者数	
目標	平成25年度	28,000人
実績	平成25年度	30,048人

(1) 平成 25 年度の取組

森林づくりへの県民参画の推進に向けて取り組んだ結果、実績は、30,048 人となり目標 28,000 人を上回りました。

(2) 平成 26 年度の取組

森林づくりへの県民参画を進めるため、森林づくりへの理解を深めるためのイベントの開催や県民参加の植樹祭を市町、関係団体等が連携して開催します。また、森林づくりに取り組みたいと考える企業等への必要な情報提供・技術支援や森林ボランティアへの技術・安全研修を実施するなど、多様な主体による森林づくりを支援します。

これらの取組に加え、「みえ森と緑の県民税」を活用して、県では森林環境教育や森林づくりを支援するための体制整備を進め、市町では里山や集落周辺の森整備などを進めてまいります。

10 ウナギ及びクロマグロの養殖をめぐる情勢について

1 ウナギ及びクロマグロ資源に関する共通の情勢について

ウナギ及びクロマグロの資源状況はともに低水準にあり、今後これらの資源を持続的に利用していくためには、資源の回復が喫緊の課題となっています。また、両資源ともに日本を中心として諸外国も消費する資源であることから、日本が主体となって国際的な管理を行う必要があり、そのことを踏まえ、国、県及び関係漁業者等の十分な連携に基づき、資源回復に努めていく必要があります。

2 ウナギの養殖をめぐる情勢について

(1) 国は、ニホンウナギの資源を回復させるため、東アジア地域による国際的な資源管理の枠組みの構築とともに、国内での取組としては、

- ① シラスウナギの採捕期間の短縮や採捕量の縮減
- ② 冬季に川を下る産卵親ウナギの採捕の抑制
- ③ 国際合意された養鰻生産量を、全国組織が各県ごとに割り当てる仕組みの構築
- ④ 本年6月に成立した「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、本年11月からウナギ養殖業について届出制の導入

などにより、資源管理を推進することとしています。

(2) 県内では、全国組織からの養鰻生産量割当ての受け皿となる団体が存在しなかったことから、本年9月8日、9業者によって三重県養鰻管理協議会が設立されたところです。

(3) また、国際的な資源管理として、9月17日には、日本、韓国、中国及び台湾は、シラスウナギの養殖数量を直近の数量から20%削減することなどについて合意しました。

3 クロマグロの養殖をめぐる情勢について

(1) 国際的なマグロ類資源の科学的評価では、平成24年の太平洋クロマグロの親魚資源量は約2.6万トンと推定され、歴史的最低水準の約1.9万トンに近いことから、これを受け、国は、未成魚(30kg未満)の漁獲を50%削減となる約4,000トンまでとともに、漁獲量を割り当てる資源管理方法により、資源を回復させることとしています。

また、9月に開催された国際会議において、各国が未成魚の漁獲量半減に向けて取り組むこととされました。

(2) 平成27年からは、国が管理する漁業と都道府県が管理する沿岸漁業に各2,000トンずつ配分し、沿岸漁業については全国を6ブロックに分け、それぞれ未成魚の漁獲量の上限が設定されます。なお、県は宮崎県から千葉県までの10都県で構成する太平洋

南部ブロックに含まれており、ブロック全体で未成魚の年間漁獲量は 245 トンに設定されています。

(3) 県内では、南伊勢町等 7 力所で 5 業者がクロマグロ養殖を行っており、例年、7 ~ 9 月頃に曳き縄漁業等により採捕された体重約 200g の幼魚が、養殖用種苗として用いられています。なお、平成 25 年の県内における活込み尾数は約 3 万 1 千尾でした。

4 ウナギ及びクロマグロ養殖に関する県の対応

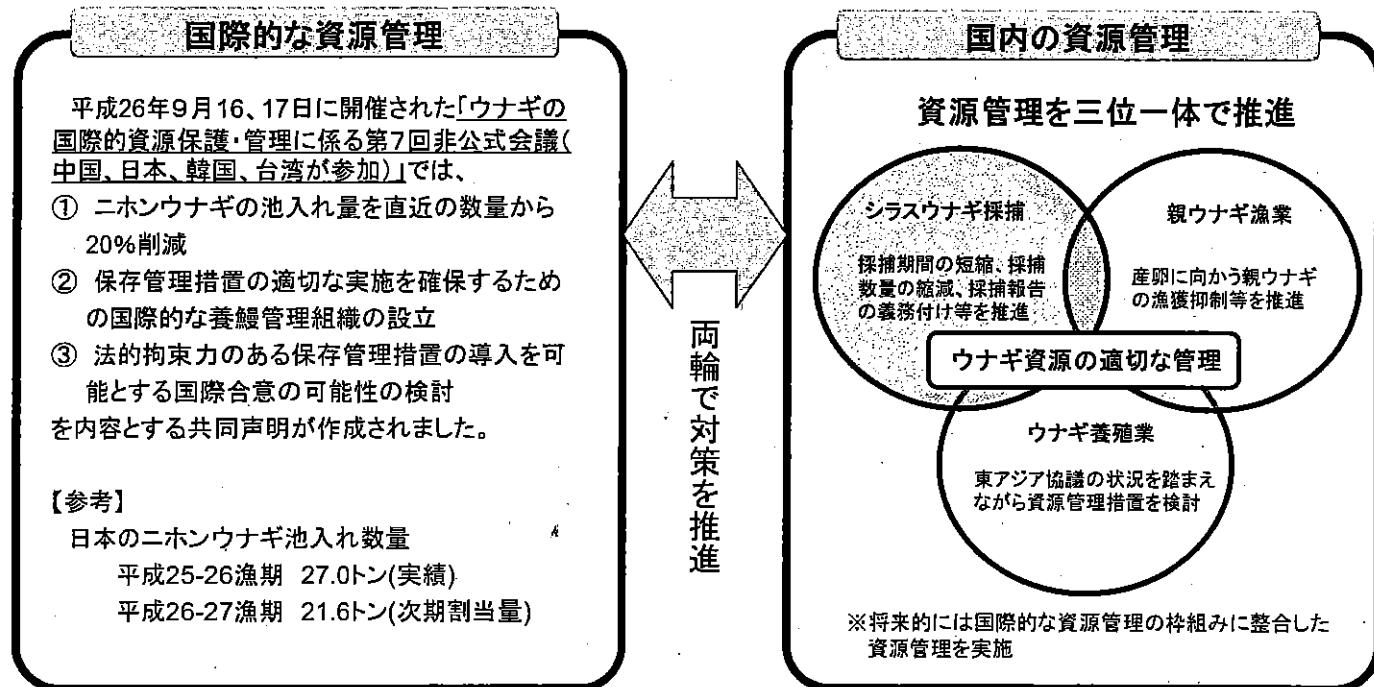
今回導入される資源管理により、県内のウナギ及びクロマグロの養殖業者も、将来的な資源の回復によって養殖数量の増加のメリットを受けることから、県としても影響を見極めながら、適切に対応してまいります。

個別の取組としては、ウナギについては、三重県養鰻管理協議会と協力して水産庁等に対して、県内での養殖数量が十分確保できるよう要望を行っていきます。

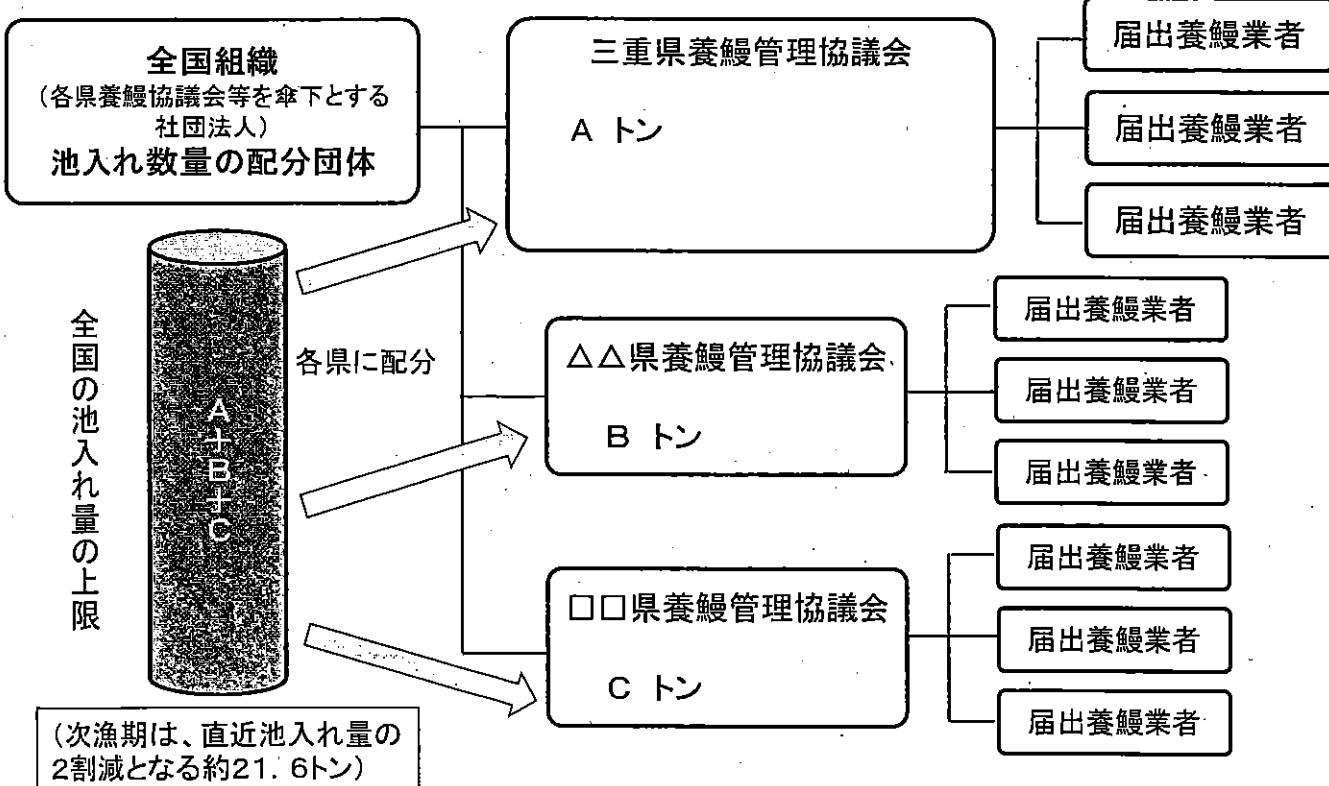
また、クロマグロについては、今後、養殖業者及び種苗採捕漁業者に対する説明会を行うなど、円滑な制度開始に努めてまいります。

1 ウナギ資源管理対策の推進について

- 今後ともニホンウナギの持続的利用を確保していくためには、国内外での資源管理対策の推進が必要。
- このため、東アジア地域による国際的な資源管理の枠組み構築とともに、国内のシラスウナギ採捕、親ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることが重要。



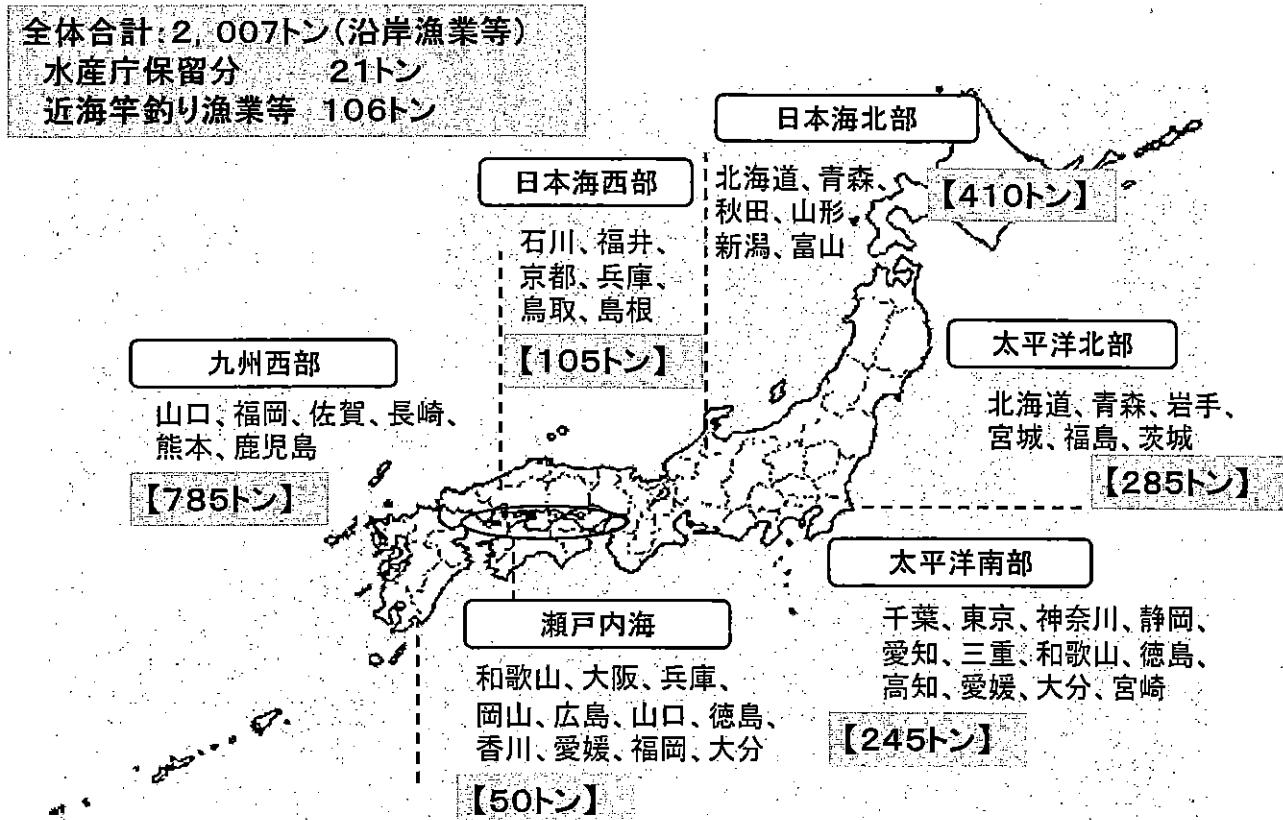
2 国内のニホンウナギ資源管理イメージ



3 クロマグロ管理の方向性について

- 太平洋クロマグロ親魚資源量については、「10年以内で歴史的中間値の約4.3万トンまで回復させること」を目標と定めました。
- この実現のため、平成27年から「未成魚の漁獲量を平成14年-平成16年平均実績の8,015トンからの半減」に向け、8月には国内関係者への説明が行われ、また、9月の国際会議においても各国が未成魚の漁獲量半減に取り組むこととなりました。
※ 国際機関によるクロマグロの資源評価は3年に一度行われており、今回の取組の結果、資源が好転すれば、規制の緩和の可能性があるとされています。
- 国内の未成魚の漁獲上限は、8,015トンの半減である4,007トンとされました。
- この4,007トンについては、最近の漁獲実績を踏まえ、
 - ① 国が管理するまき網漁業に2,000トン
 - ② 都道府県が管理する沿岸漁業(曳き縄・釣り漁業、その他)に2,007トンとして、未成魚の漁獲上限が設定されました。
- なお、沿岸漁業については、さらに全国を6ブロックに分けて漁獲上限が設定されました。

4 全国6ブロックによるクロマグロの資源管理について



11 三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の取組状況について

1 現状

世界における日本産食品に対する将来的な需要拡大の機会をとらえ、三重県産農林水産物・食品(以下「県産品」という。)の輸出拡大を進めるため、県内の生産者、事業者、団体等で組織する三重県農林水産物・食品輸出促進協議会(以下、「協議会」という。)を平成 26 年 3 月に設立しました。

協議会では、県内の各種団体 12 団体と 32 者の個人・企業で組織され(平成 26 年 8 月末)、輸出ルートを持つ商社や独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)をアドバイザーに委嘱して、県産品の輸出拡大に向けた研修会の開催や物産展、商談会への出展に取り組むとともに、品目別課題を解決するために専門部会を設置し、品目毎に輸出拡大に向けた取組を進めています

2 平成 26 年度の取組概要

(1) 重点地域・国別の取組状況

①台湾

3 年目の取組となる台湾では、本格的な輸出拡大に向けて平成 26 年 6 月に台北市で行われた「Food Taipei 2014」へ 4 事業者が出展し、海外バイヤーらと 180 件の商談を行いました。また、新しい商品のニーズ把握を目的に取り組んでいる物産展を、これまでと同じ高級ショッピングモール等の協力を得て開催するとともに、台湾のバイヤーを県内へ招へいし、商談機会の創出を図ります。

②タイ

2 年目の取組となるタイでは、青果物の輸出が有望視されていることから、これまで取り組まれている南紀みかんに加え、柿、いちごの輸出を進めており、今年度についてはそれら青果物の販売適期ごとにテストマーケティングを行うとともに、平成 26 年 11 月にはタイのバイヤーを県内へ招へいして青果物を中心とした商談機会の創出を図ります。

③米国

県産ブランド牛肉の販路開拓に向けて、本年度から米国に取り組んでおり、8 月には知事の北米経済産業交流ミッションにあわせワシントン州シアトルで、高級レストラン、食品流通業者、国際報道通信社等のメディアなど合計 14 社、20 名に対して、「伊賀牛」の米国市場におけるニーズ把握、商談会、知事によるトップセールスを実施しました。また、ミッション交流会では、伊賀牛の美味しい食べ方を提案するため、様々な部位を使った 7 種類の料理を提供したところ、約 90 名の招待客から好評を得ることができました。本年度末には米国のバイヤーを県内へ招へいして、商談機会の創出を図ります。

さらに平成 27 年 1 月にはフロリダ州オーランドで「松阪牛」についても同様の商談会等を実施することとしています。

④シンガポール、上海

シンガポール、上海については、本年度は両国における水産物海外市場調査を行うとともに、シンガポールにおいて、現地レンストラン等への県産水産物のサンプル提供により評価検証を行い、今後の販路開拓の取組につなげていきます。

⑤その他諸国

雇用経済部と連携し、イオンリテール(株)がマレーシアで開催した物産展について、商品選定や事業者指導等の支援を行いました。また、10月に開催される香港での物産展についても同様な支援を行っています。

(2) 協議会会員へのスキルアップ研修等の取組状況

協議会会員の輸出に係る知識等の向上に向けた取組として、アドバイザーと連携して、平成26年6月にはイスラム教徒向け食品についてのハラル研修会を三重県外国人観光客誘致促進協議会と共に開催するとともに、平成26年7月には海外出身者と農産物などの食文化に関する意見交換会を開催するなど、専門分野に特化した研修会を開催しました。

今後も会員の要望を確認しながら有効な支援等を進めています。

3 今後の方針

海外での県産品の販路開拓が、食文化の異なる国等で成果を挙げていくには一定の時間を要することから、中長期的な視点で継続的に取組を進めるとともに、県内企業の海外展開や外国人観光客の誘客を推進していく各協議会とも連携して効果的に取り組みます。また、国が進めるオールジャパンでの輸出戦略に基づき、他県産地との連携について検討するなど戦略的に県産品の輸出を促進していきます。

12 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成 26 年 6 月 2 日～平成 26 年 9 月 15 日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県地方卸売市場運営協議会
2 開催年月日	平成26年7月22日（火）
3 委員	【会長】三重大学 准教授 内山智裕 他11名
4 諮問事項	1 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成25年度分）について 2 指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価について
5 調査審議結果	1 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成25年度分）について 三重県地方卸売市場の指定管理者であるみえ中央市場マネジメント株式会社の管理状況（平成 25 年度分）に対する県の評価案について、審議・ご意見をいただきました。 2 指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価について 三重県地方卸売市場の指定管理者であるみえ中央市場マネジメント株式会社の管理状況（平成 21 年度から平成 25 年度まで）に対する県の全期間評価案について、審議・ご意見をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会
2 開催年月日	平成 26 年 7 月 25 日（金）
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川知明 他 7 名
4 諮問事項	水源地域の森林の保全の在り方に関する事項について (1) 三重県の森林・林業の現況について (2) 森林の保全に関する法規制について
5 調査審議結果	(1) 三重県の森林・林業の現況について 三重県の森林・林業の現況について説明し、ご意見等をいただきました。 (2) 森林の保全に関する法規制について 森林の保全に関する法規制について説明し、ご意見等をいただきました。 検討委員会の今後の進め方について、審議・確認されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	平成 26 年 8 月 1 日 (金)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 磯部 由香 他 8 名
4 諒問事項	平成 26 年度三重ブランド認定について (平成 25 年度申請分)
5 調査審議結果	平成 26 年度三重ブランド認定について 平成 25 年度に認定申請のあった 5 件のうち 1 次審査を通過した 2 件について、2 次審査を行いました。 事前に実施した実地調査 (平成 26 年 7 月 3 日に実施) 及び事業者からのプレゼンテーションを踏まえた審議の結果、岩がき 1 件の認定について妥当であると判断されました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県食の安全・安心確保のための検討会議
2 開催年月日	平成 26 年 8 月 18 日 (月)
3 委員	【会長】三重大学教育学部 教授 磯部由香 他 8 名
4 諒問事項	1 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書 (平成 25 年度版) について 2 平成 26 年度食の安全・安心確保に関する事業について
5 調査審議結果	1 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書 (平成 25 年度版) について 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書 (平成 25 年度版) (案) について、審議・ご意見等をいただきました。 2 平成 26 年度食の安全・安心確保に関する事業について 平成 26 年度に実施する食の安全・安心確保に関する事業について説明し、ご意見等をいただきました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成 26 年 8 月 22 日 (金)
3 委員	【会長】三重大学 教授 石川知明 他 12 名
4 質問事項	1 三重の森林づくり実施状況について 2 三重県森林審議会森林保全部会の審議状況について
5 調査審議結果	1 三重の森林づくり実施状況について 三重の森林づくり実施状況（平成 25 年度版）（案）について、審査・ご意見等をいただきました。 2 三重県森林審議会森林保全部会の審議状況について 三重県森林審議会の森林保全部会での審議状況について、説明しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会
2 開催年月日	平成 26 年 8 月 26 日 (火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川知明 他 6 名
4 質問事項	水源地域の森林の保全の在り方に関する事項について (1) 水源地域の保全に関する他県の条例について (2) 水源地域の森林の保全の在り方について
5 調査審議結果	(1) 水源地域の保全に関する他県の条例について 他県が制定している水源地域の保全に関する条例の概要について、説明しました。 (2) 水源地域の森林の保全の在り方について 本県の水源地域の森林を保全するために制度について、審議されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	平成 26 年 9 月 9 日 (火)
3 委員	【委員長】三重大学 准教授 大野 研 他4名
4 質問事項	1 平成 26 年度中山間ふるさと水と土保全対策事業について 2 平成 26 年度農地・水・環境保全向上対策事業及び多面的機能支払事業について
5 調査審議結果	1 平成 26 年度中山間ふるさと水と土保全対策事業について 平成 26 年度に実施する中山間ふるさと水と土保全対策事業について、審議・ご意見をいただきました。 2 平成 26 年度農地・水・環境保全向上対策事業及び多面的機能支払事業について 平成 26 年度に実施する農地・水・環境保全向上対策事業及び多面的機能支払事業について、審議・ご意見をいただきました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成 26 年 9 月 11 日 (木)
3 委員	【会長】三重大学大学院 教授 加治佐 隆光 他11名
4 質問事項	1 会長、副会長の選出について 2 部会に属する委員の指名について
5 調査審議結果	1 会長、副会長の選出について 委員の中から、会長及び副会長を互選しました。 【会長】三重大学大学院 教授 加治佐 隆光 【副会長】元自然観察指導員三重連絡会 会長 伊藤 千鶴 2 部会に属する委員の指名について 温泉部会、鳥獣部会、自然公園部会及び自然環境部会に属する委員について、会長から指名されました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 第1回鳥獣部会
2 開催年月日	平成26年9月11日(木)
3 委員	【部会長】三重県農業会議 運営委員・監事 野呂 政夫 他4名
4 質問事項	第11次鳥獣保護事業計画の変更について
5 調査審議結果	第11次鳥獣保護事業計画の変更について ○鳥獣保護区等指定計画の変更について 多気町五桂鳥獣保護区 他4地区の変更について、審議していただき、 適当であると認められました。
6 備考	